

廃業等届出書

1. 廃業の届出

宅地建物取引業者が、下記の表の廃業理由に該当することとなった場合は、「廃業等届出書（様式第3号の5）」を免許権者（国土交通大臣、都道府県知事）に届出事由が生じた日から30日以内（ただし、宅地建物取引業者（個人）が死亡した場合は、相続人がその事実を知った日から30日以内。）に届け出なければなりません。

（届出と免許の効力）
免許の効力は、①宅地建物取引業者（個人）が死亡した場合、または②法人が合併により消滅した場合は届出をまたず、その事実が発生したときに失効しますが、その他の場合、すなわち③破産した場合、④合併及び破産以外の理由により解散した場合、⑤廃業した場合には、その届出をしたときに失効することになります。

2. 廃業届の手続き

（1）届出場所

高松市番町 4-1-10 県庁東館 7 階
香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ TEL (087) 832-3582（直通）

（2）提出書類等（提出部数は1部）

- ① 廃業等届出書
- ② 免許証原本
- ③ 添付書類

廃業の理由	区分		届出人	廃業日	その他添付書類	免許証
	個人	法人				
1. 死亡	○	—	相続人	死亡日	☐ 死亡確認および相続人の分かる戸籍謄本	○
2. 合併による消滅	—	○	代表する役員であった者	消滅日	☐ 合併されたことが分かる商業登記簿謄本（被合併業者）	○
3. 破産	○	○	破産管財人	届出日	☐ 破産したことが分かる書面	○
4. 合併及び破産以外の理由による解散	—	○	清算人	届出日	☐ 解散したことが分かる商業登記簿謄本	○
5. 廃止	○	—	宅地建物取引業者であった者	届出日	☐ 従業者変更届出書	○
	—	○	代表者			

- ④ その他提出書類
従業者であった宅地建物取引士は、上記の届出とは別に下記の申請書等の提出が必要となります。
☐ 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）
☐ 宅地建物取引士死亡等届出書（様式第7号の2）—死亡に伴う廃業の場合

チェック項目	チェック
①届出書（1部）	☐
②添付書類（ ☐ 免許証原本、 ☐ その他添付書類）	☐
☐ 廃業理由と添付書類との関係	☐
③廃業理由との届出人との関係	☐
④その他	☐
〔商号又は名称の台帳確認〕	☐
〔氏名の台帳確認〕	☐
〔主たる事務所の所在地の台帳確認〕	☐
⑤添付書類内容と廃業日の一致	☐
⑥ ☐ 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ☐ 宅地建物取引士死亡等届出書	☐

(記 入 例)

様式第三号の五（第五条の四関係）

(A4)

2 7 0

廃 業 等 届 出 書

宅地建物取引業法第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和元年 5 月 1 日

香 川 県 知 事 殿

届出者 住 所 香川県高松市番町 4－1－10

氏 名 代表取締役 香川 太郎

受 付 番 号 受 付 年 月 日 届出時の免許証番号
* * 3 7 (3) 9 9 9 9 9

届 出 の 理 由	1. 死 亡 2. 合併による消滅 3. 破 産 4. 解 散 ⑤ 廃 止
商 号 又 は 名 称	番町不動産株式会社
氏 名 (法人にあっては 代表者の氏名)	香川 太郎
主たる事務所の所在地	香川県高松市番町 4－1－10
届出事由の生じた日	令和元年 5 月 1 日
宅地建物取引業者と 届 出 人 と の 関 係	1. 相続人 2. 元代表社員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤ 本 人

該当するものの
番号を○で囲む

死亡の場合は、
死亡の事実を知
った日を付記す
ること。

該当するものの
番号を○で囲む

確認欄
*